

東日本大震災復興特別区域法のQ & A
(第5弾：税制上の特例に係る適用等について)

目次

1 税制上の特例の適用の可否	…	P 1
(1) その他	…	P 1
2 税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き	…	P 1
(1) 各論	…	P 1

東日本大震災復興特別区域法のQ & A
(第5弾：税制上の特例に係る適用等について)

分類	Q	A
1 税制上の特例の適用の可否		
(1) その他	① 赤字決算が今後も数事業年度続く予定であり、法人税の課税の特例の適用は見込めない会社であっても、新たに機械等の設備投資を行う場合に、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることは可能か。	事業を実施する場所を所管する地方公共団体の条例に規定する要件を満たす場合には可能である。
	② 復興特区法第40条の適用を受けるとは、当該指定を受けた事業年度に、3億円（中小法人等は3,000万円）以上の事業の用に供するための機械又は建物等の取得を行わなければならないが、当該投資資産について固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることはできるか。	事業を実施する場所を所管する地方公共団体の条例に規定する要件を満たす場合には可能である。 なお、上述のとおり、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けるためには、認定地方公共団体の指定を受ける必要があると思われるが、この場合、復興特区法第40条の指定に加え、同法第37条又は第39条の指定も受ける必要があるため、その点を注意していただきたい。
2 税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き		
(1) 各論	① 地方税の課税免除又は不均一課税のみ受けることを前提とした場合においても、認定地方公共団体から指定を受ける必要があるのか。	各地方公共団体の条例の規定次第であるが、地方公共団体が復興特区法第43条に基づき減収補填を受けることができるよう、条例上、認定地方公共団体から指定を受けた者について課税免除又は不均一課税を実施することとしていると想定される。そのため、地方税の課税免除又は不均一課税のみを受けることとしている場合であっても、事業者は認定地方公共団体の指定を受ける必要があると思われるが、詳細については、事業を実施する場所を所管する県又は市町村にご相談いただきたい。
	② 復興特区法第39条の適用を受けることを想定しているが、確定申告段階で認められない場合に備えて法第37条の指定も受けておきたい。 このような場合、法第37条及び第39条の指定申請を行うに際し、双方の指定事業者事業実施計画書に同一資産を記載して指定を受けることは可能か。	復興特区法第37条及び第39条それぞれの指定要件に該当すれば、同一資産を双方の指定事業者実施計画書に記載して法第37条及び第39条の指定を受けることは可能である。 しかしながら、同一の資産について法第37条及び第39条双方の課税の特例を二重に適用することはできないため、その点を注意していただきたい。